

共有在庫市場

一撃市場

市場規約



目 次

市 場 規 約(第 1 条 ~ 第 16 条).....	1~3
------------------------------	-----

市場規約

(名称)	第 1 条 当会は「オークネット共有在庫市場」と称する。(以下、「当会」という)
(目的)	第 2 条 当会は次の事項を目的とする。 ① 中古自動車の在庫取引市場の運営事業。 ② 中古自動車の在庫情報の提供。 ③ 中古自動車の相場情報の提供。 ④ 売手、買手双方の利便が公益的に生じ、業界の発展に寄与すること。
(所在地)	第 3 条 当会は東京都千代田区三番町8番1にその本拠地を置き、(株)オークネット(以下、当社という)が運営を行うものとする。
(取引の日時)	第 4 条 ① 当会は、午前9:30より午後6:00まで市場を開催する。 ② 一撃市場については、原則24時間毎日開催する。 ③ 当会は、事前通知により市場を休催、または開催時間を延長または短縮することがある。
(会員の資格)	第 5 条 ① 当会の会員は当社が会員名簿に登載する事を認めかつ、所轄公安委員会発行の「中古自動車取扱古物許可証」の所有者でなければならない。 ② 当会が要請する必要書類を提出し、当社が行う審査に合格しなければならない。 ③ オークネット会参加申込書及びシステム参加の為の契約書またはオートバンクシステム参加基本契約書兼料金集金制度利用契約書(以下、「基本契約」という)、共有在庫市場参加契約書(売りのみ)のいずれかを締結しなければならない。 ④ 当社指定専用サイトのIDを保有しなければならない。 ⑤ 従業員等が常駐し端末の保守・管理が行える常設の営業拠点を有し、現に営業活動を行っていないなければならない。
(取引の方法及び取引結果の遵守)	第 6 条 ① 当社は、当社が提供するシステムを利用した在庫売買により登録店・購入店間の中古車取引の仲介を行う。 ② 会員は、当会における取引のすべての結果を遵守しなければならない。
(任意解約)	第 7 条 会員は、1ヶ月の予告をもって、任意に退会することができる。
(禁止行為)	第 8 条 会員は、次の行為をしてはならない。 ① 会員以外の者を、市場に参加させること。 ② 法的問題車及びその疑いのある車を登録すること。 ③ その他当会の定める諸規約、諸規程、諸契約及び参加マニュアルで定める条項に違反すること。 ④ 当社指定専用サイト及びIDを利用する権利を譲渡または貸与すること。 ⑤ 当社指定専用サイトを利用して、一般顧客に対しインターネット・出版物・チラシ等の如何を問わず卸売価格を知らせること。

(参加制限)	<p>第 9 条</p> <p>下記の各号の1つに該当する場合、当会は、その会員の在庫取引参加、または会場の情報提供を制限することができる。</p> <p>①当該会員の支払債務が規定の日までに決済されないとき。</p> <p>②登録車輛を当社を介さず、登録店、購入店双方の談合によって取引したとき。</p> <p>③一般顧客に対し、卸価格を知らせたとき。</p> <p>④その他当社の定める諸規約、諸規程及び参加マニュアルに違反したとき。</p> <p>⑤当社が会員店相互の利益につながらないと判断したとき。</p> <p>⑥その他当社が、当会への参加を不相当と認めたとき。</p>
(品位の保持)	<p>第 10 条</p> <p>会員は社会道徳を重んじ会員にふさわしい行状の保持に努めなければならない。</p>
(除名及び 契約の解除)	<p>第 11 条</p> <p>当社は、会員が下記の各号に違反した場合、除名及び契約の解除ができるものとする。</p> <p>①基本契約、または当社が定めた規程等に違反した場合。</p> <p>②当会の正常な運営を損なう会員の行為に対し、当会の指導、勧告にその会員が従わない場合。</p> <p>③会員が除名された場合、基本契約も効力を失うものとする。</p> <p>④会員が共有在庫市場運営規程第17条第1号より第4号の一に該当したときは、当社からの請求又は通知により会員は期限の利益を失い、当社はこの契約を解除することができる。</p> <p>⑤当社は前号により契約の解除がなされた場合、契約の解除に伴う損害賠償その他財産上及び非財産上の如何なる要求もできる。</p>
(クレーム及び トラブルの処理)	<p>第 12 条</p> <p>①在庫取引成立後に品質及び使用について、不良又は誤表示の事実が判明した場合、共有在庫市場運営規程に基づいて当会が売手、買手双方の調停処理、又は裁定を行う。</p> <p>②前項①以外のトラブルについては、当会が調停処理、又は裁定を行う。</p> <p>③裁定の結果については、売手、買手双方ともこれに従わねばならない。</p>
(一撃市場)	<p>第 13 条</p> <p>当会の中に設置する「一撃市場」の運営に関しては共有在庫市場運営規程第7章に特則を定める。</p> <p>第7章に定めていない事項に関しては、当会規程に準じるものとする。</p>
(会の運営)	<p>第 14 条</p> <p>会の運営については、本規約、共有在庫市場運営規程のほか、別途定める基本契約書、諸則、参加マニュアルに基づきとり行われる。</p>
(運営上の免責)	<p>第 15 条</p> <p>当会は、公衆回線網によるシステムの為、以下の場合には免責として契約の解除及び損害賠償の対象とはしない。</p> <p>①公衆回線網の障害により正常な売買及び情報の受配信が行われなかったとき。</p> <p>②当社が発行したID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任。</p> <p>③その他基本契約書に定める事項。</p>

(規約の改訂)

第 16 条

諸般の情勢の変化によりこの本規約の改訂を当会が必要と認めた場合、随時任意に改訂し、監督諸官庁に届出のうえ、会員に通知する。

共有在庫市場

一撃市場

運営規程



目 次

運 営 規 程

第1章 取引への参加(第1条～第24条).....	(1)
第2章 検 査(第25条～第32条).....	(7)
第3章 輸 送(第33条～第39条).....	(12)
第4章 自 動 車 税(第40条～第43条).....	(13)
第5章 審 査(第44条～第48条).....	(14)
第6章 手 数 料(第49条～第51条).....	(17)
第7章 一撃市場(特則)(第52条～第63条).....	(18)
検査員資格基準.....	(21)
※ 諸 則.....	(22)

第1章 取引への参加

(目的)	<p>第 1 条</p> <p>本章は、良好な品質の提供及び市場取引の円滑な運営を計ることにより、業界の発展に寄与することを目的とする。</p>
(参加)	<p>第 2 条</p> <p>当会の在庫取引市場に参加するには、共有在庫市場規約第5条の会員の資格を得た者が、次の手続を完了しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">①オークネット会参加申込書及びシステム参加の為の契約書またはオートバンクシステム参加基本契約書兼料金集金制度利用契約書を締結していること。②会員番号(IDナンバー)及び与信参加区分(一般会員・エスクロー会員)が決定すること。
(取引日の定義)	<p>第 3 条</p> <ol style="list-style-type: none">①「売買成立日」とは、登録店、購入希望店双方合意で商談が成約となった日のことをいう。②「取引起算日」は、当社が別に決定し、参加マニュアルにて会員に通知する。③各規定に定める期日・期限については、売買成立日・取引起算日を含めるものとする。
(登録資格)	<p>第 4 条</p> <p>会員は、次の条件を充たさなければ在庫登録をすることができない。</p> <ol style="list-style-type: none">①共有在庫市場規約第5条及び第1章第2条の項目を完了していること。②第1章第10条及び、第34条第5号を理解し実行できる者であること。③クレーム等の問題が起きた場合は、建設的かつ円満解決に協力し、当社が調停及び裁定した結果に対して従える者であること。
(取引)	<p>第 5 条</p> <p>取引は、当社が提供するシステムにより処理が行われ、会員はそのシステムによるすべての結果を遵守しなければならない。</p>
(流通車輛基準)	<p>第 6 条</p> <ol style="list-style-type: none">①第31条の流通制限基準に抵触しない車輛。②車検付車輛は、ナンバープレート及び封印が取り付けされている車輛。③移転登録、又は新規登録に必要な書類及び自賠責保険(ナンバー付の場合)の完備した車輛。及び、リサイクル券(リサイクル料預託済の場合)、継続検査用納税証明書(納税証明書有効期限内に車検を迎える車輛の場合)を含む。④スペアタイヤ・ジャッキ・工具が完備した車輛。 スペアタイヤ・ジャッキ・工具が完備されていない場合、欠品を登録装備情報その他欄もしくは検査カードに申告することで流通を認める。申告なき欠品について登録店は現物支給または当社が定める減額に应ずるものとする。⑤燃料は10ℓ以上の補給があること。

(登録車輛状態示)

第 7 条

登録車の車輛状態表示には以下の3種類の車輛がある。

- ①検査付き車輛:第2章に定める検査を受けかつ、検査日より90日以内(以下、「検査有効期限」という)のものをいう。
- ②検査切れ車輛:検査有効期限を過ぎたものをいう。
- ③検査無し車輛:新規登録より一度も検査がついていないもの。この車輛の流通については第2章第28条に規定する後付け検査を行うものとする。

(登録・取消・
変更方法)

第 8 条

車輛の画像及び、文字情報の登録・取消・変更等は、当社指定専用サイトより、信義誠実のもと以下の方法にて、登録店が自己申告にて行う。

- ①車輛の基礎情報・内外装状態及び画像等の必要事項をオークネット指定の方法にて、当社指定専用サイトより登録する。
- ②登録車輛の取消については、当社指定専用サイトより登録店自らが、任意に随時行うものとする。
- ③登録車輛の最長有効期間は、登録日より270日とする。期限内に任意取消されない場合には当社にて強制的に取消すものとする。
- ④登録車輛の情報内容変更については、登録店が、任意に随時当社指定専用サイトより変更事項を入力するものとする。
- ⑤登録・取消・変更情報が当社指定専用サイトに反映されるまでに時間を要する場合がある。
- ⑥登録車輛の情報内容の責任の所在は、全て登録店に帰属する。
- ⑦登録する項目及び、方法の詳細については別途マニュアルに定めるものとする。

(商談及び
成約価格)

第 9 条

- ①商談の受付は、第2章に定める検査を受けた車輛とする。
- ②商談は、当社に電話又は、当社指定専用サイトにより申込みを行うものとする。但し、当社の主催するオークションへ出品された登録車輛については商談ができないものとする。
- ③商談(在庫確認を含む)及び成約価格は、登録店が登録した卸価格を上限とする。但し、当社が認めた場合はその限りではない。
- ④その他当社の定める方法。

(登録店の検査
・点検義務)

第 10 条

登録店は、車輛の登録に際してエンドユーザーの立場に立ち、次の義務を負う。

- ①第2章の検査をふまえた上で、検査・点検を実行すること。
- ②検査・点検に基づき、品質・瑕疵・仕様等の結果を誠実に申告すること。
- ③結果については責任のすべてを負い、クレーム等トラブルが生じた時は、その処理に責任を持つこと。

(登録参加の義務)

第 11 条

会員店は、登録に関し以下のことを遵守しなければならない。

- ①登録店は、在庫車両登録を行う場合、1台当たり1日10円を「データ管理料」として当社に対し支払わなければならない。
- ②登録車両の卸価格を当社が妥当と認めないときは、当社の行う制限及び指示に従わなければならない。
- ③登録店は、登録車両情報と登録車両の内容を、必ず確認しなければならない。万一、卸価格の変更、登録取消及び登録内容相違等があった場合は、速やかに第1章第8条に定める方法にて取消・変更を行わなければならない。
- ④登録車両の自己申告内容に対し、第2章第28条に定める「後付け検査」による車両内容・状態が著しく相違する場合及び、検査対象車両が指定場所でない場合は、第6章に定める「出張手数料」を当社に対し支払わなければならない。この相違内容の詳細については別途マニュアルに定めるものとする。
- ⑤登録店は成約した車両の他媒体(雑誌・Web等)掲載をすみやかに削除する事。

(購入参加の義務)

第 12 条

購入店は、次の条件を順守しなければならない。

- ①第1章第2条の項目を完了すること。
- ②購入店は、本規程を十分に理解していただくこと。
- ③購入店は、購入しようとする登録車の画像と文字情報を十分把握した上で市場に参加すること。尚、内容に相違がある場合は必ず確認の上、購入していただくこと。確認無き場合のクレームは受付できない場合がある。
- ④購入車両の代金、自動車税相当額、リサイクル預託金相当額、手数料等を規定どおり支払いいただくこと。
- ⑤車両の移転登録等を規定通り完了していただくこと。
- ⑥購入車両に対してのクレームが起きた場合は、建設的かつ円滑に解決し、処理が難航した場合は、当会の裁定に従っていただくこと。その場合、購入車両のクレームによる購入車両の代金、諸手数料等の支払遅延及び名義変更遅延は、一切認めない。

(購入店の商品確認義務)

第 13 条

購入店は、購入車両受領後、すみやかに購入車両とその登録表記記載内容を確認する義務を負う。

(車両の移転登録)

第 14 条

譲渡書類に関しては、円滑な移転登録ができるよう、次の事項を厳守しなければならない。

書類の送付期限

- ①登録店は、譲渡書類及び自賠責保険(車検付の場合)、リサイクル券(リサイクル料預託済みの場合)、継続検査用納税証明書(納税証明書有効期限内に車検を迎える車両の場合)を取引起算日より8日以内に当社へ送付すること。尚、譲渡書類が当社に午前中到着したものを当日到着扱いとし、午後には到着したものは翌日到着扱いとする。

自賠責保険

- ②購入店より自賠責保険承認請求書の請求があった場合は、原則応ずることとするが、当社で登録店の取得が不可能と判断した場合は、その限りではない。
- ③登録店は自賠責保険の契約者の使用の本拠地が沖縄県、又は、離島の場合で権利譲渡される契約者に保険料の差額が発生した場合、その差額を購入店へ支払うものとする。但し当社指定専用サイトに表示されている場合はこの限りではない。

書類の有効期限

- ④譲渡書類の印鑑証明・委任状等は、有効期限が取引起算日より45日以上あるものでなければならない。

謄本渡し

- ⑤車検残存期間が、取引起算日より翌月以内のものは、原則として謄本渡しとする。

書類の提出遅延

- ⑥登録店が譲渡書類の提出を遅延した時は、状況に応じて第22条に基づき、売買契約の解除及び違約金の責任を負うこととなる。

移転登録期限

- ⑦購入店は、取引起算日より45日以内に移転登録の手続を完了しなければならない。但し、書類の有効期限が45日より短い場合は書類の有効期限内に移転登録をしなければならない。尚且つ、軽自動車は、税止め手続きを完了させること。

移転登録通知義務

書類差し替え

自社名義条件

- ⑧購入店は、移転登録を完了した場合には、直ちに移転登録完了を証明する書類の写しを当社に通知しなければならない。尚、抹消登録した場合は、申し込み期日までに、申告と通知をすること。(第4章自動車税第42条②項参照)
- ⑨購入店は、譲渡書類を紛失、あるいはその効力を失効させた場合、当社を通じて再交付・差し替えを依頼するものとし、登録店は依頼に協力するものとする。
- ⑩次の各号の一つにも該当する場合、譲渡書類を自社名義に変更後出品するものとする。
- ・再交付または差し替えが困難な譲渡書類。
 - ・倒産及び名義人破産(差押え車輛)、名義人死亡書類(相続移転)などのダブル移転登録、事業用登録、未成年所有、等の地域により取扱いが異なる譲渡書類。
- また、当社にて円滑な移転登録の妨げになると判断された場合、自社名義で提出するものとする。

(登録店の車輛 代金等の決済)

第 15 条

登録店に対する決済は、次の通りとする。尚、譲渡書類一式には、自賠償保険証(車検付の場合)、リサイクル券(リサイクル料預託済みの場合)、継続検査用納税証明書(納税証明書の有効期限内に車検を迎える車輛の場合)を含む。

- ①売買成立日後、成約車の譲渡書類一式が当社に到着次第、成約代金を支払う。
- ②売買手数料、その他の費用及びクレーム負担金は、成約代金と相殺して決済する。
- ③自動車税相当額の預かり金は、第5章自動車税第41条による。

(購入店の車輛 代金等の決済)

第 16 条

購入店よりの決済は、下記の通りとする。

- ①成約車の代金、自動車税、リサイクル預託金相当額、諸手数料等は、取引起算日より8日以内、エスクロー会員の場合は3日以内に当社指定の口座に振り込むものとする。尚、当会は購入代金の入金を確認された後、譲渡書類一式を購入店へ送付する。エスクロー会員においては、車輛の引き渡しについても入金が確認された後に行うものとする。
- ②手形、小切手類での支払いは、一切不可とする。
- ③会員は①の決済の他、スキップ制度を利用し、別途手数料を支払うことにより決済期限を延長することができる。但し、スキップ制度の必要なき会員及び当会がその利用を認めない場合はその限りではない。

(期限の利益の 喪失)

第 17 条

会員が以下の各号の一に該当したときは、当社からの請求又は通知により会員は、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を当社に支払うものとする。

- ①商品代金等の支払いを怠ったとき。
- ②自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき。
- ③会員としての資格を失ったとき。
- ④当社参加基本契約上の義務に違反し、その違反が契約の重大な違反になるとき。

(購入店の 商品確認義務)

第 18 条

- ①購入店は、購入車輛受領後、すみやかに購入車輛とその表記載内容を確認する義務を負う。
- ②購入店は、購入車輛の譲渡書類一式を受領後すみやかに必要受領台数分の件数、書類内容、有効期限等を確認する義務を負う。

(与信限度)

第 19 条

- ①当社は会員の個々に購入取引額の上限を定め、会員はその範囲内での取引とする。
但し、与信限度額は会員の希望により、当社が審査して決定する。
- ②前項によって決定された与信限度額に対して、会員は一切の異議の申立をしない。

(遅延損害金)

第 20 条

会員が負担する債務の支払いを怠ったときは、日歩5銭の割合によって遅延損害金を支払うものとする。

(参加の制限)

第 21 条

- ①当社は次の場合、会員の当会への参加を制限できるものとする。
 - (イ)会員が、車輛代、自動車税相当額、リサイクル預託金相当額、諸手数料等の支払いを遅延した場合。
 - (ロ)購入車輛の金額と未決済の残額の合計が与信限度額を超える場合。
 - (ハ)成約車輛の譲渡書類一式の引き渡し、名義変更完了が遅延した場合。
- ②前項の参加制限には、一定期間の購入禁止、与信額の減額、参加区分の変更があり、当会が制限項目を決定する。

(移転登録に
関する罰則)

第 22 条

移転登録に関する罰則は次のように定め、会員店は各号に定めるペナルティ金を支払わなければならない。

- ①登録店が移転登録に必要な書類の引き渡しを遅延した場合。
- ②購入店が名義変更を遅延した場合。
- ③及び④購入店が成約車輛について引き渡された譲渡書類を紛失及び失効させた場合。
- ⑤購入店が譲渡書類の再交付・差し替えを当社を通さず名義人に依頼した場合。
- ⑥購入店が移転登録完了前に交通違反等による迷惑をかけた場合。
- ⑦登録店が自動車税の未納により継続車検等の手続きに影響が出た場合。
- ⑧登録店が継続検査用納税証明書の後日提出に於いて、購入店からの提出依頼で、継続検査用納税証明書の提出を遅延した場合。
- ⑨登録店は、登録識別情報制度で登録されている自動車検査証に於いて、登録識別情報の提供確認を怠り、購入店の移転登録手続きに影響が出た場合。

①移転登録書引き渡し遅延ペナルティ

起算日より9日以上16日未満の到着の場合	金10,000円
〃 16日以上23日未満の 〃	金30,000円
〃 23日以上 〃	金100,000円

※23日以上の遅延があった場合、購入店の意向により売買契約を解除できる。
金100,000円(車輛代500万円以上は金200,000円)及び当該車輛の
全手数料・輸送代

注1)遅延日数の算出は、当会到着日より計算する。又、年末直前、夏期休暇直前等の商談の場合、当社の公示により遅延日数の算出を一部延長することがある。

注2)成約車輛の書類遅延が、輸送前に登録店からの申告により、23日を越えると予想され契約解除が行われた場合のペナルティは、第45条7項②(当日契約の解除)と同様とする。

- ②名義変更遅延ペナルティ
 期限日より1日以上7日未満遅延の場合 金10,000円
 以後7日遅延毎 金10,000円を加算
 但し、軽自動車は取引起算日より46日以降遅延日数に関係なく、一律 金10,000円のペナルティとする。
 注1) 購入店のやむを得ない事情(火災・盗難・天災・倒産等)による場合は、この限りではない。
 注2) 詳細証明書取得手数料3,000円(税別)について
 名義変更期限を超過し、移転登録完了を証明する書類の通知を怠ったと当社が判断した場合、この証明書の取得手数料を購入店に請求する。

- ③譲渡書類差替ペナルティ
- | | |
|-----------------|----------|
| ・再取得費用 | 実費 |
| ・差替ペナルティ | |
| 印鑑証明を含む譲渡書類の差替金 | 金50,000円 |
| その他の譲渡書類の差替金 | 金30,000円 |

- ④自動車検査証及び抹消登録証明書の再交付ペナルティ
 ・書類再交付ペナルティ 金30,000円+実費(再交付費用)
 注) 自動車損害賠償責任保険の再交付はできない。

- ⑤譲渡書類再交付・差し替え手続き違反ペナルティ
 金50,000円
 注) 手続き違反ペナルティは③④と重複して支払わなければならない。

- ⑥ 購入店は、移転登録完了前に車輛運行による交通違反等の迷惑が登録店に及んだ場合、ペナルティとして金30,000円を登録店に支払わなければならない。

- ⑦自動車税の未納により、購入店の継続車検等の手続きに影響が起きた場合、登録店は当社が指定した期日までに納税を行い購入店に対し、ペナルティ金30,000円を支払わなければならない。

- ⑧継続検査用納税証明書の引き渡し遅延ペナルティ(購入店からの取得依頼日を起算日とする。)
- | | |
|---------------------------------|-----------|
| ・起算日より、11日以上21日未満の到着の場合 | 金 10,000円 |
| ・起算日より、21日以上31日未満の到着の場合 | 金 20,000円 |
| ・起算日より、31日以降の到着の場合、遅延日数に関係なく一律で | 金 30,000円 |
- 注) 移転登録書遅延ペナルティとの重複課金は行わない。又、当社の判断により登録店のやむを得ない事情(倒産等)による場合は、この限りではない。

当社の判断で納税証明を当社が取得した場合、納税証明取得費用として、金3,000円(税別)を遅延ペナルティに加え、登録店に請求する。

- ⑨登録店が、登録識別情報の提供確認を怠り、購入店の移転登録手続きに影響が起きた場合、購入店に対しペナルティ金を支払わなければならない。尚、登録店は早期に移転登録ができるように提供済の確認対応を行うこととし、これに遅延した場合はペナルティを加算する。
- | | |
|---------------|--------------|
| ・原則、購入店の申告発生日 | 金10,000円 |
| ・発生日翌日以後7日遅延毎 | 金10,000円を加算。 |

(自動車税)

第 23 条
 第4章自動車税による。

(解除)

第 24 条
 第5章審査による。

第2章 検 査

(目的) 第 25 条
公正で適切な品質チェック及び修復歴車・粗悪車等の流通制限を行うことで、在庫取引市場の健全な発展を目指すために本章を定める。

(定義) 第 26 条
①登録車輛に対し登録店の意志により発生する検査を「登録検査」という。
②登録車輛に対し購入希望店の意志により発生する検査を「後付け検査」という。

(登録検査) 第 27 条
登録検査は、公正かつ的確に客観的な立場で、次の通り行う。
(登録店検査)
①登録店は登録検査しようとする車輛の修復歴の有無・走行・機関・機構、装備、内外装及び車両諸元に関して、検査点検を行い正確に提示すること。
②検査員の行う登録検査は、当社指定専用サイトからの登録店による車両入力情報と、登録車の車輛状態のチェックであるので、検査後、登録店はFAX、当社指定専用サイトに登録された検査結果と登録車輛との照合を随時実施し(時間経過に伴い変更の必要が発生することのある車検有無・走行距離・車両状態等の変更)相違があった場合は、直ちに当社に申告しなければならない。但し検査後、検査拠点からの車輛の移動はできないものとする。
③成約後の申告不備によるクレームは、登録店が一切その責任を負う。

(当会検査確認)

当会は、登録店により当社指定専用サイトから入力された車輛情報を基に、コンピュータ一端末(以下PBCという)により車輛検査をし、当会が採用する自動評点システムにより評価点を付す。

(後付け検査) 第 28 条
第1章7条②、③項に各々定める検査切れ車輛、検査無し車輛の商談を希望する場合、購入希望店は速やかに後付け検査依頼を行うものとする。但し、検査切れ車輛に限り、第46条⑩に定める事項を了承することで後付け検査を免れることができる。
後付け検査は、公正かつ的確に客観的な立場で、次の通り行う。

(登録店検査)

①登録店は後付け検査の対象となる車輛の走行機関・機構、装備及び内外装等に関して、検査・点検を行い正確に当会へ申告すること。
②検査員の行う登録検査は、当社指定専用サイトからの登録店による車両入力情報と、登録車の車輛状態のチェックであるので、検査後、登録店はFAX、当社指定専用サイトに登録された検査結果と登録車輛との照合を正確に実施し、相違があった場合は、直ちに当会に申告しなければならない。
③成約後の申告不備によるクレームは、登録店が一切その責任を負う。

(当会検査確認)

当会は、登録店により当社指定専用サイトから入力された車輛情報を基に、コンピュータ一端末(以下PBCという)により車輛検査をし、当会が採用する自動評点システムにより評価点を付す。

(ロック制度)

第 29 条

検査付き車輛、検査切れ車輛及び後付け検査車輛に対し、購入希望店が登録店へ他への販売を凍結させるオプションをロックという。

① ロックの成立

購入希望店は、任意に登録店に対し購入希望車輛のロックを依頼し、登録店がこれを受理した場合、ロックが成立するものとする。

② ロックの期間

ロック期間は下記の通りとする。

- ・後付け検査車輛 検査実施日の翌日 18:00まで
- ・検査付き車輛 ロック成立日の翌日18:00まで

③ ロック成立車輛に対する登録店の義務

登録店は、ロック期間中、ロックの成立した車輛を購入希望店以外に販売してはならない。

④ ロック成立車輛に対する購入希望店の義務

購入希望店は、ロック期間中に、ロックの成立した車輛を購入するしないの意志を当社に申し出なければならない。

⑤ ロック解除料

購入希望店は、ロック成立後に当該車輛を購入しない場合、ロック解除料として登録店に対し、金30,000円を支払わなければならない。但し、内容と登録車輛の申告内容が著しく相違すると当社が認めた場合、その限りではない。

⑥ ロック不履行ペナルティ

登録店は、ロック期間中にもかかわらず、やむを得ない事情により、その車輛を購入希望店に売却できなくなった場合、ロック不履行ペナルティとして購入店に対し、金60,000円を支払わなければならない。

(下見ホットライン)

第 30 条

購入希望店は、検査員を登録店へ訪問させ、購入希望車輛を見ながら電話にて車輛状況を伝える下見ホットラインを依頼することができる。

① 購入希望店は、任意に後付け検査依頼時に、検査付き車輛、検査切れ車輛の場合は、商談時に依頼することができる。

② 検査員と購入希望店が連絡の取れない場合、下見ホットラインを実施できないと判断し、事前に受け付けた質問項目のみ後日回答を行うものとする。但し、事前質問項目がなく実施できなかった場合は、下見ホットライン手数料の請求は行わない。

③ 下見ホットライン時の検査員コメントは、購入の参考情報として提供するため、その全てをクレーム申請の対象外とする。

(流通制限基準)

第 31 条

1. 当社は、冠水車・大きな改造のある車輛・自走できない車輛・盗難車及びその他法的问题車の登録を認めない。

(大きな改造のある車の流通制限)

下記①、②の場合、流通することができない。

① 改造車とは、車輛保安基準等法令により、簡単な作業を加えても適合しないもの。

② 競技用車輛及びそれに準ずる改造を施したもの、又はその経歴があるものと思われるもの。

2. ① 当社は、登録車輛で評価点により、流通の制限をすることがある。

② 当社は、登録する車輛の車種及び年式等を制限することがある。

③ 当社は、業界団体の日本オートオークション協議会(以下NAK)の指導に伴い、車輛の流通を制限することがある。

(評価基準)

 第 32 条
 総合評価
 【評価基準表】

評価点	状態	外装評価	内装評価
S点	<ul style="list-style-type: none"> 新車登録後12ヶ月未満 走行10,000km以内 無傷、無加修のもの 	A以上	A以上
6点	<ul style="list-style-type: none"> 新車登録後36ヶ月未満 走行30,000km以内 内外装とも軽微な瑕疵が僅かにあるもの 		
5点	<ul style="list-style-type: none"> 走行50,000km以内 外装に軽微な瑕疵が若干あるもの 内装に気になるシミ、汚れ、のり跡、焦げ、切れ等が若干あるもの 職権打刻車(国産車のみ) 		B以上
4.5点	<ul style="list-style-type: none"> 走行100,000km以内 軽微な加修を施すことで5点に準ずるもの 外装に気になる程度の瑕疵が数箇所あるもの 内装に焦げ穴、割れ、擦れ、変色、色褪せ等が若干あるもの 	B以上	C以上
4点	<ul style="list-style-type: none"> 走行150,000km以内 内外装に年式及び走行距離相応のダメージのあるもの 内外装とも加修を施すことで4.5点に準ずるもの 目立つ瑕疵が数箇所あり、加修を要するもの 色替え車(元色と異なる全塗装車) 	C以上	D以上
3.5点	<ul style="list-style-type: none"> 内外装とも目立つ瑕疵が複数あり、加修または交換を要するもの 骨格部位以外の溶接部位交換車 修復歴としなかった骨格損傷車 走行不明車(＃)出品不可 改ざん車(*)出品不可 	D以上	E以上
3点	<ul style="list-style-type: none"> 内外装とも加修または交換を要する瑕疵が多数あるもの 機関、機構に大きな不具合があるもの 	E以上	
2点	<ul style="list-style-type: none"> 内外装とも加修または交換を要する大きな瑕疵が多数あるもの 腐食車 		
1点	<ul style="list-style-type: none"> 特別瑕疵車 消化剤散布跡車 出品不可 冠水車 出品不可 		
R点	修復歴車	A~E	A~E

※ 評価点は検査時の走行距離数の百の位を四捨五入した値で算出します。

※ 登録月の申告がない場合は1月登録とみなし評価点を算出します。

※ その他ダメージの状態によって、評価点を特定する場合があります。

※ 並行輸入車でモデル年式と登録年に相違がある場合で、登録年よりモデル年が古い場合、モデル年式の1月登録とみなします。

※「修復歴車」とは、財団法人日本自動車査定協会及び日本オートオークション協議会に定める、交通事故・その他の災害を受けて外観や機能に欠陥を生じ、又、既に修復されていてもその影響として商品価値の下落が見込まれるものをいう。

※修復歴車の程度表示 修復歴車の程度を以下の通りに分類し、特記事項に表示します。

A	<ul style="list-style-type: none"> 車軸の中心線を結んだ範囲よりも外側に瑕疵があるもの。
B	<ul style="list-style-type: none"> 車軸の中心線を結んだ範囲内に瑕疵が存在するもの。

※「A」に該当する修復歴車の場合でも、現状ダメージが大きな場合は「B」とします。

外装程度

A	<ul style="list-style-type: none">・ ダメージのないもの・ 軽微な瑕疵があるもの・ 修理跡のあるもの
B	<ul style="list-style-type: none">・ 気になる瑕疵が複数あるもの・ フロントガラス、灯火等に割れのあるもの
C	<ul style="list-style-type: none">・ 目立つ瑕疵のあるもの・ バンパー、ガラス、幌、スクリーンに大きな瑕疵のあるもの・ 大きなキズのあるもの
D	<ul style="list-style-type: none">・ 目立つ瑕疵が複数あるもの・ 大きな瑕疵のあるもの・ 再加修が必要な修理跡のあるもの・ 目立つ腐蝕のあるもの
E	<ul style="list-style-type: none">・ 大きな瑕疵が多数あるもの・ 著しく状態の悪いもの

内装程度

A	<ul style="list-style-type: none">・ 走行30,000km以内・ ダメージのないもの・ 軽微な瑕疵のあるもの・ シミ、傷、のり等が若干あるもの
B	<ul style="list-style-type: none">・ 軽微な瑕疵が数箇所あるもの・ 焦げ、切れ、破れのあるもの
C	<ul style="list-style-type: none">・ 気になる瑕疵が数箇所あるもの・ 軽微な加修を要するもの・ 切れ、破れ、焦げ穴、のり跡、のり付き等が若干あるもの
D	<ul style="list-style-type: none">・ 目立つ瑕疵が数箇所あるもの・ 加修を要するもの
E	<ul style="list-style-type: none">・ 著しく状態の悪いもの・ ダッシュ板、天張、シート等、主要部品の交換を要するもの

外装ダメージ表示

ダメージ記号の目安			
キズ	A1	10cm 程度の線キズ(拳大程度)	
	A2	20cm 程度の線キズ(手のひら程度)	
	A3	40cm 程度の線キズ(手のひら 2 個程度)	
	A4	A3 を超えるもの	
ヘコミ	U1	ゴルフボール大程度のヘコミ	
	U2	テニスボール大程度のヘコミ	
	U3	サッカーボール大程度のヘコミ	
	U4	U3 を超えるもの	
キズを伴うヘコミ	B1	ゴルフボール大程度のキズを伴うヘコミ	
	B2	テニスボール大程度のキズを伴うヘコミ	
	B3	サッカーボール大程度のキズを伴うヘコミ	
	B4	B3 を超えるもの	
要塗装	P1	軽微な色褪せ、塗装剥がれ	
	P2	部分的な色褪せ、塗装剥がれ	
	P3	大きな色褪せ、塗装剥がれ	
	P4	P3 を超えるもの	
修理跡	W1	修理跡のあるもの	
	W2	容易に確認できる修理跡	
	W3	再加修の必要な修理跡	
錆	S1	ゴルフボール大程度の錆	
	S2	テニスボール大程度の錆	
	S3	サッカーボール大程度の錆	
腐蝕	C1	ゴルフボール大程度の腐蝕	
	C2	テニスボール大程度の腐蝕	
	C3	サッカーボール大程度の腐蝕	
Fガラス点キズ	G	点キズのあるもの	
交換済み	× ×	交換済み	
要交換 (切れ・破れ 割れ)	Fガラス	× 1	1cm 程度の割れまたは修理跡
		× 2	3cm 程度の割れまたは修理跡
		× 3	× 2 を超えるもの
	その他のガラス	×	割れ
	バンパー	× 1	軽微な割れ、破れ(5cm程度)
		× 2	× 1 が数箇所あるもの
		× 3	× 2 を超えるもの
	幌・スクリーン	× 1	5cm 程度の切れ、焦げ小、またはその修理跡
		× 2	20ccm程度の切れ、またはその修理跡
		× 3	× 2 を超えるもの

程度については、目安であり、ダメージの位置、深さ等により、瑕疵表現が変更となる事があります。

第3章 輸 送

(目 的)	第 33 条 本章は、商品車輛の円滑かつ安全な輸送を目的とする。
(商品車輛の 輸送の手續)	第 34 条 成約車輛の輸送に関しては、すべて成約車の引き渡し、搬送、荷役、及び受領に関しては、その一切を登録店及び購入店が責任を負うものとし、下記事項により手続きしなければならない。 ①登録店は、当会で成約した車輛を売買成立日翌日以降いつでも引き渡しに応じなければならない。尚、売買成立日の引き取りについては、登録店にて当日引き渡し可能な場合に限る。 ②購入店は、当会で成約した車輛を売買成立日より6日以内に到着するよう手続きすること。 ③当会で成約した車輛の輸送費等は、購入店の負担とする。 ④購入店は当社指定の輸送業者に対して、配送の手続きをすること。但し、エスクロー会員については、株式会社ゼロの自動輸送手続きを用いるものとし、他の輸送業者の手続き又は購入店による直接引き取りは一切行うことができないものとする。 ⑤登録店は、通常輸送業務に支障が予想される車輛引き渡しの際に、予め指定輸送業者に案内すること。 ⑥登録店は成約車の引き渡しに立ち会い、車輛状態確認書のチェック及び押印を行い、指定輸送業者より預り証を受け取らなければならない。 ⑦購入店は成約車の受領に立ち会い、車輛状態確認書のチェック及び押印を行わなければならない。
(取扱い対象外)	第 35 条 成約車の輸送において、当社指定以外の輸送業者を使用して回送を行った場合の内外装及び輸送中に起因したと考えられる内容のクレーム、又は車輛到着が売買成立日から6日を超えた場合のクレームは取り扱い対象外とする。
(輸送業者の斡旋)	第 36 条 購入車輛に対し、購入店の依頼により輸送業者の斡旋をすることもある。
(輸送業者の指定)	第 37 条 輸送業者は、オークネット陸送会に加入し、会社名を登録しなければならない。
(購入店自身による 引取り)	第 38 条 購入店は第34条の手続きによらず、やむを得ず自社にて購入車を引き取る場合、あらかじめ登録店に引取者名を通知し、当社よりFAXした「購入明細書」のコピーを持参の上、引き取るものとする。但し、内装・外装については、その場で確認し、以後のクレーム申し出については、一切受付をしない。尚、機関・機構及び修復歴等の品質に問題がある場合は、その限りではない。
(損害保証)	第 39 条 輸送中の車輛についての事故損傷等については、当社は一切責任を負わない。

第4章 自動車税

(目 的)	第 40 条 本章は、当社で取引された商品で発生する自動車税が、登録店、購入店の負担が均等に生じることを目的とする。
(自動車税)	第 41 条 車検残存期間がある車輛に対して、自動車税相当額の預かりが発生する。 ①車検付の成約車両の場合は、購入店は年度内全額の自動車税相当額を預け入れること。 注) 新年度前の自動車税相当額の取扱いについては、別途告知をする。 ②当社では、自動車税還付請求権譲渡書(還付委任状)の取扱いは行わない。 登録店が、自動車税還付請求権譲渡書を保管及び、管理をするものとする。 ③登録店の都合により謄本渡しとする場合は、登録時に車検を「無し」とし登録ナンバー欄を入力しないこと。また、検査カード記入時は車検欄・登録ナンバー記入欄を無記入とする。
(計算・処理)	第 42 条 ①売買により発生した自動車税相当額は、購入店からの名義変更通知の結果により、当社が処理をする。 ②購入店が、車検付成約車輛を抹消した場合は、抹消登録月の翌月以降分の年度内自動車税相当額を購入店へ返金する。この場合、抹消登録月の翌月5日(受付営業時間内)までに、当社に申告及び、抹消謄本を提出されたものに限り有効とし、登録店は、当社の還付処理に応ずるものとする。 1、 当社の車検付落札車輛で、購入後直近の移転登録に於いて抹消登録(輸出抹消含む)された購入車輛。 2、 売買成立年度と同一年度内に移転登録後、抹消登録された(輸出抹消含む)された購入車輛。 ③発生した自動車税相当額を修正する場合は、名義変更日を含め7日以内に当社へ申告することとし、登録店又は、購入店は当社の修正依頼に応ずるものとする。 ④購入店は、名義変更通知期限を過ぎ、当社が当該車輛の名義変更確認する必要を認めた場合、その代行費用を負担しなければならない。 ⑤決済は、当社にて名義変更処理した日付に応じて、還付・還元の処理を行う。
(軽自動車)	第 43 条 軽自動車に関して、購入店は下記の通りの自動車税相当額を預けるものとする。 ①軽自動車において購入店は、年度末3月商談で、当社が指定する分に関して1年分の自動車税相当額を登録店に支払うものとする。 注) 新年度前の自動車税相当額の取り扱いについては、別途告知をする。 ②軽自動車の税止めは、購入店にて行うものとする。 ③還付・還元は、第42条第1項に同じ。

第5章 審 査

(目 的)

第 44 条

本章は、当社主催の在庫取引市場において発生する問題について、これを建設的に解決し、売買当事者双方が理解と協力を持ってこれにあたることを目的とする。

(契約の解除及び 売買代金の減額)

第 45 条

購入車輛について、苦情申立等が発生したときは、次の基準を適用する。

重大瑕疵

1. 購入車輛がメーター改ざん車(交換含む)・走行距離不明車・接合車・冠水車・消火器粉末剤散布歴車、エンジン及びシフト乗せ換え車である場合、購入店は売買成立日より、各号に定める期間内に限り契約の解除が出来る。

- ① 書類から判明しないメーター改ざん車・走行距離不明車である場合、6ヶ月以内。
- ② 接合車である場合、6ヶ月以内
- ③ 冠水車・消火器粉末散布歴車である場合、3ヶ月以内。
- ④ エンジン及びシフト乗せ換え車である場合、1ヶ月以内。
- ⑤ 書類から判明するメータ改ざん車・走行距離不明車である場合、1ヶ月以内
- ⑥ 書類から判明しないメーター交換車であり、合算距離が異なる場合、6ヶ月以内
- ⑦ 書類から判明するメーター交換車であり、合算距離が変わらない場合、1ヶ月以内。

本条項により、契約が解除された場合、登録店は購入店の被った損害のうち、当社が認められた損害を賠償しなければならない。

※「書類」とは、車両取引に際して授受される全ての書類を指します。

重要瑕疵

2. 以下の事項があった場合、購入店は登録店の故意・過失の有無を問わず、各号の定める期間内に限り契約の解除又は売買代金減額の請求ができる。

- ① 購入車輛が修復歴車であるとき。(売買成立日より10日以内)
- ② 登録車明細にある保証期間内の保証書が欠品、及び記録の整備記録紙が2枚以上、又は、車検時の記録が全て欠品のとき。(取引起算日より12日以内)
- ③ 購入車輛が、年式・グレード・型式・排気量・車歴・モデル・並行輸入車に相違があるとき。又、登録遅れ・前期の申告漏れの場合。(譲渡書類が購入店に到着した日より10日以内、但し、スキップ・ネクスト利用及び代金入金遅延が5日を越えた場合、取引起算日より20日以内)

通常瑕疵

3. 以下の事項があった場合、購入店は登録店の故意・過失の有無を問わず、売買成立日より6日以内に限り、契約の解除又は売買代金減額の請求ができる。

- ① 登録車明細と購入車輛の品質が著しく相違しているとき。
- ② 購入車輛の装備と登録車明細のシフト・エアコン・パワステ・パワーウィンドウ・サンルーフ・革シート等当社が重要と認める装備が相違しているとき。
- ③ 内外装以外の機関・機構が登録車明細と著しく相違しているとき。

4. 以下の事項があった場合、購入店は登録店の故意・過失の有無を問わず、各号の定める期間内に限り売買代金減額の請求ができる。

- ① 登録車明細と購入車輛の品質の相違があり免責範囲を超えているとき。(売買成立日より6日以内)
- ② 内外装以外で機関・機構の登録車明細との相違があり免責範囲を超えているとき。(売買成立日より6日以内)
- ③ 登録車明細にある取扱説明書・手帳・同条第2項②の定義以外の保証書・記録が欠品のとき。(取引起算日より12日以内)
- ④ 装備の付属品(リモコン・マガジン・ナビROM等)及び登録車明細に記載のあるスペアキー・セキュリティコードキー等が欠品のとき。(取引起算日より12日以内)

法的問題車

5. 購入車輻に、以下の事由があった場合、購入店は登録店の故意過失の有無を問わず、各号の定める期間内に限り契約の解除ができる。

- ① 購入車輻が盗難車である場合。(無期限)
- ② 購入車輻が書類等の偽造により流通している事実が判明したとき。(無期限)
- ③ 車輻の所有権を登録店以外の第三者が有しており、購入店が購入車輻の所有権を取得できなかったとき。(無期限)
- ④ 購入車輻に関し仮処分があったとき。(無期限)
- ⑤ その他、購入車輻が法的問題車である場合。(無期限)

本条項により契約が解除された場合、登録店は購入店の被った損害のうち、当社が認めた損害を賠償しなければならない。

6. 本条第1項、第2項、第3項並びに5項に定める契約の解除となった場合、車輻代金、ペナルティ金額及び諸費用等の返還については、当社が登録店に替わって購入店に立て替え払いし、登録店が当社に対し、当社が立て替えた金額を支払うものとする。

- ① 登録店は当該車輻の返還を受けていないことをもって、当社への支払いを拒むことはできない。
- ② 登録店が破産、特別精算、民事再生、会社更正、その他これに準ずる手続きを開始した場合、当社は本項の立替金を購入店に支払わない。
- ③ 当社の調査により登録店が事実上倒産したと当社が判断した場合も前項と同様とする。
- ④ 係争中により解決しない場合、本項の立替金を購入店に支払わない。

その他

天変地異、その他不可抗力により売買成立後の後処理に著しく障害がある場合、当社判断により売買契約を解除する。

当日契約の解除

7. 登録店及び購入店は、やむを得ない場合のある場合、以下に定めるキャンセル料、売買手数料を支払うことにより、商談当日受付時間内に限り売買契約を解除することができる。

<購入店>

- ① 購入店から契約の解除を申し出た場合
キャンセル料 金100,000円 (車輻代金500万円以上 金200,000円)

<登録店>

- ② 登録店から契約の解除を申し出た場合、
キャンセル料 金100,000円 (車輻代金500万円以上 金200,000円)

以上において、当社が購入店又は登録店より解約の申し出を電話にて受けてこれを受理し相手方に通知する。 万一、相手方が不在等により連絡がつかない場合、当社からその旨をFAXにより通知し、契約の解除とする。

(免 責)

第 46 条

購入車輛について、次の項目に該当する事由が存在する場合は、前条にかかわらず免責として契約の解除、売買代金減額及び損害賠償の対象とはしない。但し、当社が免責不相当と認められたものについては、この限りではない。

- ①登録車明細と内外装の相違がオークション取引通念から判断して売買代金減額相当とはいえないとき。
- ②登録車明細と相違している装備及び機関・機構等の交換部品、欠品及び損傷が、2万円程度の場合。(輸入車3万程度、国産輸入車とも軽自動車は1万円程度)但し、初年度登録年より10年以上経過した車輛は5万円程度とする。(国産・輸入車とも)初度登録年より20年以上経過した車輛及びモデル年より5年以上経過したアメ車並行車輛は10万円程度とする。
- ③メーカー保証で対応可能な場合の修理代。
- ④クレーム期間を経過したクレーム申請。
- ⑤クレーム受付後、1台の車輛で2度目以降のクレーム申請。
- ⑥クレーム申請中に登録店の了解を得ないで加修・修理した費用。
- ⑦クレーム調停中に主催者への連絡なしに転売・小売り・オークションへの出品を行った場合。
- ⑧転売後及び他オークションでのセリ後のクレーム申請。
- ⑨購入価格が20万円以下の車輛。
- ⑩「検査有効期限切れ」車両を購入した場合、内外装はクレーム対象外。
- ⑪第35条の規定に該当する場合。
- ⑫検査員コメント、下見ホットラインについてのクレーム申請。
- ⑬標準装備品の欠品及び改造の申告に対し、主催者が下見画像にてその旨が確認できると判断できるもののクレーム申請
- ⑭日本国外へ輸出された車輛のクレーム申請。(国内税関通過を含む)

(仲 裁)

第 47 条

- ①契約の解除又は車輛代金減額請求について、売買当事者双方で調整がつかない場合は、当社は公正・中立の立場で仲裁の裁定を為すものとする。
- ②当社の裁定の結果については、売買当事者双方ともに従わなければならない。
- ③仲裁に要した費用は、クレーム等が事実であった場合は、登録店負担とし、事実でない場合は購入店負担とする。
- ④登録店及び購入店は、裁定の結果に対して従わない場合、共有在庫市場規約第11条により除名 及び参加制限がされても、異議の申立をしないものとする。

(業界団体指導)

第 48 条

業界団体のNAKの指導に伴い、走行距離異常に該当した車輛については、売買に関わらず、当社指定の調査回答いかんにより制裁金が発生する場合がある。

第6章 手数料

(手数料)

第 49 条

手数料の種類、性質及び金額は、次の通りとする。

①(登録検查出張手数料)

登録店は、登録車輛に対し第2章に定める登録検査を付与する場合、以下のとおり、登録検查出張手数料を支払わなければならない。

- ・ オークネオステーション、又はオートバンクシステム導入店
1台当たり 金2,500円(2台未満の場合、5,000円)
- ・ 共有在庫市場(売りのみ)参加契約会員
1台当たり 金3,500円(2台未満の場合、5,000円)

②(後付け検查出張手数料)

購入希望店は第1章第6条②、③項号に定める登録車輛に対し、第2章第28条に定める後付け検査を付与する場合、以下のとおり、後付け検查出張手数料を支払わなければならない。

- ・ 検査切れ車輛:1台当たり 金5,000円
- ・ 検査無し車輛:1台当たり 金5,000円

③(下見ホットライン手数料)

購入希望店は、後付け検査時及び検査付き車輛に対し、下見ホットラインを行う場合、後付け検查出張手数料と別に、下見ホットライン手数料を支払わなければならない。

- ・ 検査付き車輛:1台当たり 金5,000円
- ・ 検査切れ車輛:1台当たり 金2,500円
- ・ 検査無し車輛:1台当たり 金2,500円

④(売却手数料)

登録店は、登録車輛を売却した場合は、1台当たり 以下の売却手数料を支払わなければならない。

- ・ オークネオステーション且つオートバンクシステム導入会員 金17,500円
- ・ 共有在庫市場(売りのみ)参加契約会員 金25,000円
- ・ その他会員 金22,500円

⑤(購入手数料)

購入店は、登録車輛を購入した場合は、1台当たり 以下の購入手数料を支払わなければならない。

- ・ オークネオステーション且つオートバンクシステム導入会員 金17,500円
- ・ その他会員 金22,500円

⑥(その他手数料)

登録店及び購入店は、その他諸手続において、当社の定める手数料を支払わなければならない。

(手数料の返還)

第 50 条

第45条第1号から6号の各号の規定により売買契約が解除される場合は、登録店より受領済みの売買手数料、各検查出張手数料は返還しない。

(手数料の改定)

第 51 条

手数料の改定を当社が必要と認めた場合、随時任意に改定し会員に通知する。

第7章 一撃市場(特則)

(基本事項)	第 52 条 一撃市場は、一撃価格(卸価格)を公開し即落札できる市場のことをいう。本章は、会員が一撃市場に参加する場合の特則を定めたものである。
(取引の日時)	第 53 条 一撃市場は、原則24時間毎日開催する。 一撃市場は、事前通知により休催、または開催時間を短縮することがある。
(売買対象車輛)	第 54 条 ① 売買の対象は、当会にて車輛登録を行い、登録検査を受けた検査付き車輛及び、共有区分がオープンまたはグループ登録の車輛とする。 ② 登録店が在庫登録車輛の卸価格を一撃価格として設定した車輛を売買対象とする。 ③ 当会にて商談を行っている在庫登録車輛については、一撃市場への登録を行えないものとする。
(登録・取消・変更方法)	第 55 条 車輛の画像及び、登録・取消・変更等は、当社指定専用サイトより以下の方法にて、登録店が自己申告にて行う。 ① 車輛の一撃価格及び画像等の必要項目を当会指定の方法にて、当社指定専用サイトより登録するものとする。 ② 一撃登録車輛の情報内容変更については、登録店が、任意に随時当社指定専用サイトより変更事項を入力するものとする。 ③ 一撃価格の設定・変更は、登録車輛の卸価格欄に一撃価格を設定することにより行うものとする。 ④ 一撃設定期間に関し、登録店は任意で期間設定を行うことができる。 ⑤ 登録・取消・変更情報の反映まで時間を要する場合があります、情報が反映された時点をもって有効とし、情報反映前に落札された場合は反映前の情報を有効とする。 ⑥ 一撃登録車輛の情報内容の責任は、全て登録店が負うものとする。 ⑦ 一撃登録車輛を当社主催TVオークション又は入札市場へ出品を行い、そのオークション出品車輛を出品取消し、又は、次週TVオークションへの出品取消しを行った場合、対象車輛の一撃設定は自動的に解除されないものとする。 ⑧ 登録する項目及び、方法の詳細については別途定めるものとする。
(購入及び成約価格)	第 56 条 ① 購入希望店は、一撃市場へ登録された車輛を当社指定専用サイトより落札申込みを行うものとする。 ② 登録店が設定した一撃価格に対し、購入希望店は価格交渉を行えないものとし、購入希望店が一撃価格にて落札申込みを行った場合これを成約価格とする。 但し、当社が認めた場合はその限りではない。 ③ その他当社の定める方法。

(取引日の定義)

第 57 条

- ①「売買成立日」とは、購入希望店が一撃落札申込画面にて落札した日のことをいう。但し、午後8:00以降に売買が成立した場合、翌日を売買成立日とすることがある。売買成立日は、第59条第1号の売買FAX通知に記載し通知を行うものとする。
- ②「取引起算日」は、売買成立日以降の当社が開催するオークション起算日とする。
- ③各規定に定める期日・期限については、売買成立日・取引起算日を含めるものとする。

(手数料)

第 58 条

手数料は次の通りとする。

- ①(一撃市場出品掲載料) 無料
- ②(売却手数料)
登録店は、登録車両を売却した場合は、1台当たり 以下の売却手数料を支払わなければならない。
 - ・オークネオステーション且つオートバンクシステム導入会員 金17,500円
 - ・その他会員 金22,500円
- ③(購入手数料)
購入店は、登録車両を購入した場合は、1台当たり 以下の購入手数料を支払わなければならない。
 - ・オークネオステーション且つオートバンクシステム導入会員 金15,000円
 - ・その他会員 金20,000円

(売買通知)

第 59 条

- ①一撃市場にて売買が成立した場合、その内容を登録店及び購入店へFAXにて通知する。また、登録メールアドレスに合せてメール通知する。
- ②当社の都合により、一撃市場成約・落札通知のFAX・メール送付が遅れる場合があるが、会員はこれに異議を述べないものとする。

(契約の解除)

第 60 条

登録店及び購入店は、やむをえない場合、双方の売却・購入手数料と以下に定めるキャンセル料を支払うことにより、売買成立日の翌日12:00(正午)までに限り売買契約を解除することができる。

<購入店>

- ①購入店から契約の解除を申し出た場合
キャンセル料 金100,000円 (車両代金500万円以上 金200,000円)

<登録店>

- ②登録店から契約の解除を申し出た場合
キャンセル料 金100,000円 (車両代金500万円以上 金200,000円)

以上において、当社が購入店または登録店より解約の申し出を電話にて受けてこれを受理し相手方に通知する。万一、相手側が不在等により連絡がつかない場合、当社からその旨をFAXにより通知し、契約の解除とする。

(運営上の免責)

第 61 条

一撃市場において、以下の場合には、会員は当社に対し、契約の解除及び損害賠償請求等を一切なしえないものとする。

- ①公衆回線網の障害により正常な売買及び情報の受配信が行われなかったとき。
- ②当社が発行したID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任。
- ③登録・取消・変更情報反映前に売買が成立した場合に起きる損害の責任。
- ④売買通知のFAX及びメール配信が、遅延または行われなかったことによる損害の責任。
- ⑤当会開催時間外の取消し・変更の受付が遅れることによる損害の責任。
- ⑥その他基本契約書、運営規程に定める免責事項。

(適用外項目)

第 62 条

一撃市場は、下記に定める事項を適用しないものとする。

- ①第28条 後付け検査
- ②第29条 ロック制度
- ③第30条 下見ホットライン

(その他)

第 63 条

第7章一撃市場に特則のない事項については、当会規程に準じるものとする。

検査員資格基準

当会の検査員は、出品店の作成した出品申込書もしくはP.B.Cにより品質検査を行うが、買い手に正しい情報及び商品の内容を伝えるためにも間違いがないか万全を期して、公正かつ厳格に検査に望むことが必要である。

検査員は、オークションの信頼性を高めるためにも、当会の統一化された公正かつ一定の検査基準にのっとり、客観的な目で、出品車輛の厳重なチェックを行う必要がある。

検査員資格の認定は、次の基準による。

- | | |
|--|---|
| 1 認定基準
(基本) | ①オークション運営規程等に精通している者。
②検査員としての礼儀及び規律を重んじる者。 |
| (公正で信頼できる
人格) | ③オークションの公正かつ信頼性を高め、業界の発展に寄与できる者。
④事実を正確にとらえ、虚偽の報告等をする事のない者。 |
| (修復歴車の判定及び
修復・摘出力・各車輛
の識別判定力) | ⑤各部・各所の瑕疵の正確な摘出力のある者。
⑥修復状態を見抜き、修復歴車としての判別ができる者。
⑦車名・車格等を把握し、識別判定のできる者。 |
| 2 資格基準 | ①当社が検査業務を委託する(株)オートモビル・インスペクション・システムの開催する検査員研修受講による認定書の取得者。 |
| 3 資格の取消
及び停止 | ①認定基準における不正行為及び虚偽の報告等があった場合。
②正当な理由がなく、指定の研修会を受講しない場合。
③認定基準における検査技能が著しく低下した場合。 |

諸 則

この諸則は、オークネット共有在庫市場運営規程の細則及び補足をご案内するものです。但し、内容につきましては、随時変更する場合があります。その場合は、事前に当社にて告知いたします。

目 次

1. 「流通不可車輛の出張手数料」について	(23)
2. 「流通車輛制限」について	(23)
3. トラックの流通について	(23)
4. 「色」の表示について	(23)
5. 「保証書」・「記録簿」・「手帳」の各定義について	(24)
6. 「1オーナー」表示について	(24)
7. 「登録遅れ」、「同年最終型」表示について	(24)
8. 初年度登録前、使用車輛について	(25)
9. 「8ナンバー」車輛について	(25)
10. 「メインキー」「スペアキー」「セキュリティコードキー」「セキュリティカード」等について	(25)
11. 「エアロ」の表示について	(25)
12. 足回り部品表示について	(26)
13. マフラーの表示について	(26)
14. 「フロアマット」の表示について	(26)
15. 「名変中」の表示について	(26)
16. 貨物車の定員表示について	(26)
17. 検なし車輛について	(26)
18. 輸入車の取扱いについて	(27)
19. クレーム対応基準について	(28)
20. 成約車輛の引渡しについて	(31)
21. 譲渡書類の有効期限45日未満の引受について	(31)
22. 当社の調査による事実上の倒産について	(31)
23. 共有在庫商談成約におけるご注意	(32)
24. 譲渡書類引渡しの制限について	(32)
25. リサイクル料金について	(32)
26. 評価点の評価方法について	(33)
27. 福祉車両の消費税について	(33)
28. 登録車の文字情報と写真について	(33)
29. 車台番号の表示について	(33)
30. 抹消登録(一時輸出抹消等含む)の提出期限について	(33)
31. 軽自動車名義変更及び税止めについて	(34)
32. 継続検査用納税証明書について	(34)

1. 「流通不可車輛の出張手数料」について

登録検査終了後、または後付け検査終了後に流通不可車輛と判明した場合も、登録店様より出張手数料を申し受けます。

2. 「流通車輛制限」について

- (1) 流通する車輛において検査員の付与した評価点により、流通を制限することがあります。
- (2) 流通する車輛の車種及び年式等を制限することがあります。制限又はその解除に付いては、別途連絡文書等で告知いたします。
- (3) 走行不明車及び改ざん車は、流通を制限します。但しメーター交換車において、運輸局認証工場でその証明書が書類に添付され、交換前と交換後の合計走行距離が算定でき、登録車リストへ表示すれば流通は可能です。
- (4) その他、流通が著しく困難と思われる車輛は、流通を制限します。
- (5) 修復歴車でルーフパネル・ダッシュパネル・ルームフロアパネルを交換したものは出品を制限します。
- (6) NAKなど業界団体の指導により、流通が制限される場合が有ります。

3. トラックの流通について

- (1) 改造等により記載変更等を終了したもの。
- (2) 4トン車ベースの車輛までとします。(バスは除外)
- (3) ボンネットタイプのトラックは、一般車の流通規定に準じます。
- (4) その他TVオークション表記手段にて車輛状態が正確に伝わらないと思われる車輛は、流通を制限します。
- (5) 上物年式の古い場合(2年以上)は乗せ換え申告が必要となります。申告のない場合はクレーム対象となります。

4. 「色」の表示について

カラーNO.優先

原則カラーナンバーが優先となる為、必ず事前に確認願います。確認無き場合のクレームについては、クレーム対象外となります。但し、色表示及びカラーナンバーの表示に差異が明らかに認められる場合は、この限りではありません。

表現が困難な色への色替え車輛(フレーク・ラメ・マジョーラ等)

外装色記載を[その他]とし、色違いや色ずれ等のクレームについては原則クレーム対象外となります。

5. 「保証書」、「記録簿」、「手帳」の各定義について

「保証書」表示

新車販売時にメーカーより発行されている保証書で、ディーラー販売店印が押印されたもの。(ディーラー販売店印字シール等、保証継承に支障の無いもの)
ただし、販売店印がなくても、保証期間内でメーカー保証継承に支障のないもの。
各メーカーの定めるサービス保証制度(Mケア・SフリーW等)でメンテナンス等不備により保証継承が出来ない場合、保証書欠品の対応に準じます。

「記録簿」表示

整備記録紙(整備手帳等)に車検時の点検記録が全てあるもの。
一回目の車検が経過しない車輛については、点検が一回以上あるもの。
※点検記録は認証工場記録の原紙(コピーは不可)に限ります。
※ユーザー車検の記録は該当しません。

「手帳」表示

新車販売時にディーラーより発行された整備手帳。
※他の車、他メーカー用、及び書き換えなどされた形跡があるものは手帳表記に該当しません。

6. 「1オーナー」表示について

新規登録より使用者が同一のもの、及び商品車登録として一度名義変更されたもの。
但し、車歴が「レンタカー」の車輛と並行輸入車については1オーナーの記載が出来ないものとしたします。

◇1オーナー表示できる例。

- ・使用者が結婚し、名字、住所が変更されたもの。
- ・使用者が同一で所有権解除されたもの。
- ・Aリース社からBファイナンス社などに所有者変更されたもの。

◆1オーナー表示できない例。

- ・使用者が法人名義から個人名義(法人代表者を含む)に変更された場合。
- ・使用者が相続により変更された場合。
- ・使用者が新車ディーラーから個人に変更された場合。
(個人事業者の商品車登録は除く)

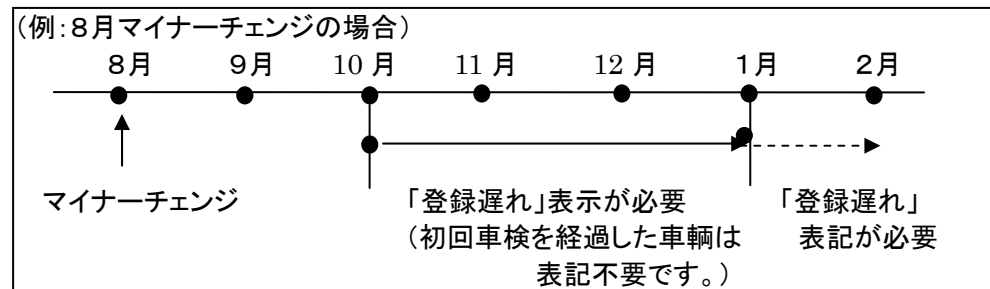
7. 「登録遅れ」、「同年最終型」表示について

「登録遅れ」

① マイナーチェンジ等、仕様変更前の車輛で、同年内における初度登録が変更月を含め2ヶ月を超える場合は「登録遅れ」と表示が必要です。

② 初度登録においてモデルチェンジ、マイナーチェンジ、仕様変更等の行われた年、以降の初度登録のものについては「登録遅れ」と表示が必要です。

※「登録遅れ」表記は初度登録時における「自動車車検証の有効期限」を経過した車両は上記②のみ表記が必要となります。



「同年最終型」

初年度登録同一年内において、マイナーチェンジ及び仕様変更があった車輛の後型を「同年最終型」と表示できます。又、同一年内に2度以上の仕様変更があった車輛については、その最終型のみを「同年最終型」とします。尚、年内に変更が無き車輛に対しての「同年最終型」表記は、誤解を招く原因となるケースがある為、表記しないようお願い致します。

※ 排気ガス記号の変更のみで、仕様変更の無い場合は「登録遅れ」に該当いたしません。

8. 初年度登録前、使用車輛について

大使館使用車、メーカーテスト車、空港敷地内使用車などが挙げられます。

例) : 国内ディーラー → 大使館 → 国内新規登録ユーザー

| ← → | この間が未登録扱いとなるため年式(モデル)がずれてしまいます。

このような車輛を登録する際は、当社指定専用サイト装備その他欄及び検査カードに「元大使館車登録遅れ」等と表記が必要です。

9. 「8ナンバー」車輛について

「キャンピング車」

「放送宣伝車」

「事務室車」

キャンピング車・放送宣伝車・事務室車など車検証の形状を記入します。

また架装メーカーのものについては、そのメーカー、シリーズ名をグレード又特記欄に記入いたします。改造キットの有無も特記又装備欄に記入いたします。

※例: 「8NO キャンプキット無し」…キャンピング登録車でそのキット(コンロ、シンク、ベッド等)が何も無い。

: 「8NO キャンプベッドコンロ」…キャンピング登録車でベッドとコンロのみ装備されている。

10. 「メインキー」「スペアキー」「セキュリティコードキー」「セキュリティカード」等について

「メインキー」

「スペアキー」

「セキュリティカード」

「セキュリティコードキー」

メインキー(イモビ内蔵タイプ含む)、スペアキー、セキュリティーコードが記載されているカード、及びセキュリティを解除するために必要なコードキーの有無については事前に確認願います。確認無き場合のクレームについてはクレーム対象外となります。

11. 「エアロ」の表示について

「エアロ」

「エアロ」…F(フロント)+R(リアアンダー、トランク又はルーフ)スポイラーの2点以上が揃っている物。

※F及びRUNスポイラーにはバンパー一体型も含まれます。

※純正、社外品いずれの場合でも「エアロ」表記出来ます。「Gエアロ」や「ガイエアロ」等と表記されていない装備内容については当社指定専用サイトでの確認、又は問い合わせにてご確認下さい。

※万一、登録データと登録画像との内容相違があった場合でも、下見画像で確認できるものについては、主催者判断によりクレームの対象外とする場合があります。

12. 足回りの部品表示について

「バネ」
「ショック」
「サス」

- ・「バネ」…コイルスプリング(車種によりリーフスプリング)
- ・「ショック」…ショックアブソーバー
- ・「サス」…上記「バネ」+「ショック」

13. マフラーの表示について

「検対マフラー」
「社外マフラー」

- ・「検対マフラー」…車検対応の社外品マフラー(証明書の有無については、お問い合わせ下さい。)
- ・「社外マフラー」…社外マフラー(触媒が無いもの含まれます。)

14. 「フロアマット」の表示について

「純正マット」
「社外マット」

- ・その車輛の純正品マットのみ「純正マット」と記載できます。
- ・カーショップで販売している後付けマットや、その車輛のものでない他社用マット等は「社外マット」となります。(純正品、社外品、共にマットの表記は任意と致します。)
※フロアマットのほとんどはオプション品であるため、記載の無き車輛は欠品扱いとなりますが、標準装備である車輛の場合でも、装備欄などに「純正マット」の記載がないものは欠品扱いとさせていただきます。尚、有無については事前にお問い合わせください。

15. 「名変中」の表示について

検査日に名義変更が間に合わない車輛の場合、登録店様は検査カードの特記事項欄に「名変中」と記載して下さい。
※「名変中」の記載がある車輛が成約となった場合でも、成約車輛の引渡し遅延の場合はペナルティーの対象となります。
※ナンバープレート・封印が取付けられていない場合はクレーム対象となります。

16. 貨物車の定員表示について

定員欄は車検証の記入が「2/4」=4 「3/6/9」=9となります。

17. 検なし車輛について

- (1)書類は原則として謄本渡しとします。
- (2)検なし車輛は、当社指定専用サイト画面の車検欄が「無記入」もしくは「過去月・当月」で表示されます。
- (3)当社指定専用サイト画面の車検欄が当月または翌月表示で成約となり車検残がある場合、登録店は必ず成約車輛を引き渡すまでに当社に連絡し、継続・抹消のどちらで書類を送付するのか確認してから送付するものとします。
- (4)継続で書類を受けられる購入店には、別途自動車税相当額の預かりが発生し、名義変更通知に応じてご清算いたします

18. 輸入車の取扱いについて

未登録車

1. 未登録車について

輸入車の未登録車は、通関証明書・予備検査証の有効期限が45日以上あるものとします。

モデル

2. 「モデル」等表示について（モデル欄へ表示）

●BMW、ベンツ（1994年8月登録以降）、プジョー等、正規輸入元がモデル表示をしない輸入車の「モデル」は削除します。（下記一覧表参照）尚、並行輸入車は、製造年又はモデル年式（早出し含む）をモデル表示します。

* 早出し（翌年モデル）とは、同一年内にモデルチェンジを含む仕様変更があった車輛の後型を指します。又二度以上の仕様変更があった車輛については、その最終型のみを早出しとして取り扱います。

* 並行輸入車で、モデル特定が出来ない場合は製造年を「モデル」表記して下さい。

* クレーム申請は、購入店がその根拠、差異について明確にし申請を行うものとします。

* モデル記入は製造年の翌年までとします（AMG・レインボースター・アルピナ等を含む）

モデルを記載しない正規輸入車一覧

・ベンツ(1994年8月登録以降)・BMW・ローバー・アルファロメオ・スマート・ヒュンダイ
 ・フィアット・フェラーリ・プジョー・ベントレー・マセラッティ・マティス・ロールスロイス
 キャバリエルノー・シトロエン・ジャガー・ダイムラー

D, H, M

- ・型式取得された(排ガス記号有)車輛を「D」表記
- ・型式不明車やハイフォン等、排ガス記号記載の無い車輛は「H」表記
- ・三井物産輸入車は「M」表記

ハンドル
「登録遅れ」

- ・ハンドル(右)は「R」、ハンドル(左)は「L」と表示します。
- ・上記、モデル記載しない正規輸入車の登録遅れについては、購入の際、リストに表示された車輛の車台NO、装備欄及び仕様などを十分ご確認の上、購入下さい。

免責金額

3. クレーム対応基準について

輸入車のクレーム免責額は、3万円程度(軽自動車は1万円程度)となります。

但し、初年度登録より10年以上経過した車輛は5万円程度になります。

初度登録年より20年以上経過した車輛及びモデル年より5年以上経過したアメ車並行車輛は10万円程度となります。

4. 国内メーカーの海外生産車の取扱いについて

国産車

国内メーカーによる海外生産車を同メーカーが輸入し、販売した車(正規輸入車)(アコードワゴン、シビッククーペ、セプター、ミストラル、プリメーラHB他)



国産車扱い

輸入車

国内メーカーが海外向けに生産し、逆輸入したもの(フェアレディZ及びレクサス等の左ハンドル仕様車)
 国内メーカーが海外で生産した車を同メーカー以外の業者が並行輸入したもの



輸入車扱い

5. アメ車取扱いについて

「アメ車」とは、国内メーカー米国生産車を除く、米国メーカー現地生産車を指します。

19. クレーム対応基準について

(登録店の
参加確認義務)

「検査カードおよびPBCで申告された内容」及び「画面に明記された内容」のいずれも、登録店がすべて最終責任を負って頂きます。万一、検査員の代行記入や登録車両の入力事故等があっても、その内容についての確認責任は登録店になりますので、記載漏れ等がないか事前に最終確認をお願いします。クレームが発生した場合、下記の要領にて処理させていただきます。

(契約解除対応)

1. 契約解除を伴う重要事項クレーム

クレームの内容		クレームの期間	クレームの対応基準
盗難車・書類偽造等法的問題のある車		無制限	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 契約解除 ・ペナルティー10万円 ・購入店までの往復輸送費 ・売買手数料相当額 ・車両加修費 ・転売後の実費 (販売利益は除外)
メーター改ざん車 ・ 走行距離不明車	書類から判明できる状態であった場合	売買成立日より1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 契約解除 ・ペナルティー5万円 ・購入店までの往復輸送費 ・売買手数料相当額 ・車両加修費 ・転売後の実費 (販売利益は除外)
	書類から判明できる状態ではなかった場合	売買成立日より6ヶ月以内	
メーター交換車	書類から判明できる状態であった場合	売買成立日より1ヶ月以内	
	書類から判明できる状態ではなかった場合	売買成立日より6ヶ月以内	
	合算距離が変わらない場合	売買成立日より1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 契約解除 ・購入店までの往復輸送費 ・売買手数料相当額 ・車両加修費 ・転売後の実費 (販売利益は除外)
接合車		売買成立日より6ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 契約解除 ・ペナルティー5万円 ・購入店までの往復輸送費 ・売買手数料相当額 ・車両加修費 ・転売後の実費 (販売利益は除外)
冠水車・風害車 消火器粉末剤散布車		売買成立日より3ヶ月以内	

エンジン・シフト 乗せ替え	売買成立日より 1ヶ月以内	◆契約解除 ・購入店までの往復輸送費 ・売買手数料相当額 ・車両加修費(外装・内装・機関・ 機構の修理費用のみ主催者判 断で適用)
メーター交換 (記録有りで合算距離が変 わらない場合)		
ひょう害車 修復歴車	売買成立日より 10日以内	
年式・グレード・型式 排気量・車歴 登録遅れ等	譲渡書類到着後10日以 内、但しスキップ・ネクスト利 用の場合、取引起算日より 20日以内。	
シフト・AC・PS・PW SR・カワS等の装備	売買成立日より 6日以内	

※「書類」とは、車両取引に際して授受される全ての書類を指します。

※契約解除について、クレーム申告日が6ヶ月を超える場合、契約解除に伴う落札代金の返金額は契約解除時、当会の取引価格に準じた対応と致します。

※その他、当社において重要事項クレームと判断した場合、「契約の解除」の裁定をする時がある。

※「陸送前キャンセルペナルティについて」

成約車両について車両明細の内容相違が輸送前に判明し、購入店判断で契約解除となる場合、クレーム内容を問わず登録店が一律ペナルティ2万円を負担します。

※「自社引取車両キャンセル時の登録店陸送費負担について」

- ・購入店が直接登録店へ引取りに行き、その場でクレームとしてキャンセルになった場合は片道陸送費相当額を登録店が負担します。
- ・購入店到着後、クレームとなりキャンセルになった場合は往復陸送費相当額を登録店が負担します。(オークネット指定陸送業者の陸送料金に準じます)

(内装・外装)	<p>2. 内装・外装について 登録車明細と購入車輛との品質が著しく相違する場合は、売買成立日より6日以内限り登録車明細を考慮の上、当社の裁定に基づき対応させていただきます。</p>
(機関・機構)	<p>3. 機関・機構について 車輛運行及び作動に支障がある場合や、登録車明細(画面表示含む)に表示があっても購入車輛の品質が著しく相違する場合は、売買成立日より6日以内限り年式・走行・車輛の特性を考慮の上、当社の裁定に基づき対応させていただきます。</p>
(付属品・装備品)	<p>4. 付属品・装備品の欠品について 標準装備のリモコン、トノ(幌)カバー、ナビROM等の欠品は、初度登録より5年未満についてクレームの対象となります。対応については現物支給、又は実費相当の減額となります。 初度登録より5年以上経過した車輛の標準装備の付属品については、別途、対応します。 ※メインキー、スペアキーやセキュリティを解除する為のキーについては、セリ前に有無をご確認下さい。確認無き場合は、クレーム対象外となります。</p>
(クレーム期間延長)	<p>5. クレーム延長期間について 購入車輛が購入店に6日以降に到着した場合のクレーム期間は車輛到着の翌日までとします。(クレーム延長のご連絡は不要です。)但し、当社指定輸送業者による回送に限ります。</p>
(現物送付対応)	<p>6. 現物送付(部品対応)については、クレーム解決日より7日以内に発送することとします。(送料登録店負担) 尚、7日以内に発送なき場合、実費相当の減額となります。</p>
(備品の車載)	<p>7. 備品の車載について 備品を車載する場合、その内容を陸送業者に申告する事 又、備品車載による車輛の瑕疵及び輸送中に起きた不具合は出品店責任となります</p>
<p><u>モデル・グレード</u> <u>パッケージ・装備品の</u> <u>相違について</u></p>	<p>8、原則クレームの対象となりますが、生産及び販売終了から長期経過しており立証が困難なものについては主催者の判断にて対応させていただきます。</p>

20. 成約車輛の引渡しについて

登録店は、売買成立日翌日より成約車輛の引渡しが可能となるようご対応願います。登録店の都合ですみやかに引渡しができない場合、下記の要領にて対応させていただきます。

車輛引渡しが成約翌日
含み3日 17:00 を超える場合

購入店の意向により契約解除ができ、その際登録店はキャンセルペナルティとして、当日登録店キャンセルと同様の扱いとなります。
また、解除をしない場合はペナルティとして5万円をお支払い頂きます。

他オークション会場から
引渡しをした場合
(指定会場出品を除く)

購入店の意向により契約解除ができます。

※但し、購入店からの引渡遅延クレーム申告が売買成約翌日含み3日を越えてしまった場合や、当社がやむを得ないと判断した場合は、この限りではありません。

21. 譲渡書類の有効期限45日未満の引受について

早期名変依頼料

万一、譲渡書類の有効期限が規定の期限（45日以上）を満たしていない場合、購入店がその譲渡書類の引き受けを承認したものに限り、当社は受付します。その場合、登録店は購入店の早期名義変更実行に対し、早期名変依頼料として金10,000円を支払うものとします。但し、購入店が早期名義変更を引き受けたにもかかわらず、譲渡書類の有効期限を切らし失効させた場合、早期名変依頼料を返還し、かつ第22条第3号に定める書類差し替えペナルティを登録店に支払うものとします。

22. 当社の調査による事実上の倒産について

当社の調査とは、当社と登録店との取引状況、登録店所在地や代表者宅の現地調査、写真撮影、周囲(業者)や営業社員からの事実聴取等を言い、かかる当社の調査により下記の事項の3項目以上に該当する場合は、当該登録店は事実上倒産したものとみなす。

1. 電話をしても不通となり連絡が取れない。
2. 営業時間中に社内に代表者や従業員がいない。
3. 登録店とは無関係の第三者が社内を占有している。
4. 通常営業をするために必要と思われる備品が社内がない。
5. 展示車が大幅に減少ないしは存在しない。
6. 新聞や郵便物が溜まっており、その量が著しく拡大であるか若しくは金融機関や消費者金融業者、税務署や裁判所等からの催促状がある。
7. 水道、電気等のメーターが止まっている。
8. 代表者宅に1, 6, 7のいずれかに該当する事由がある。
9. 登録店ないし代表者個人の信用情報に事故情報がある。

23. 共有在庫商談成約におけるご注意

商談成約

共有在庫商談は、登録店が登録している卸価格をもとに主催者が仲介を行い、卸価格もしくは登録店の売却希望価格を購入希望店が了承したとき、又は購入希望店の購入希望価格を登録店が了承したときに成約とし結果報告いたします。但し、連絡に時間を要した場合等は、主催者が判断し最終確認を行い成約とします。

24. 譲渡書類引渡しの制限について

自社名義について

当社にて円滑な移転登録の妨げになると判断された場合、自社名義にして送付願います。

所有権について

1. 所有権付き車輛、担保設定車輛等
 - ①信販会社等が所有権を留保してある自動車検査証の場合は、所有権解除後の譲渡書類(印鑑証明書・委任状・譲渡証明書等)で送付願います。
 - ②抵当権設定車輛は、抵当権を解除後登録できるものとします。
2. 登録識別情報制度
 - ①登録識別情報制度で登録されている「B タイプの自動車検査証」の場合、移転登録手続き時に「登録識別情報の英数字 6 桁の符号」が必要になる場合があります。登録店は、この登録識別情報の符号が必要(通知中)であるか不要(提供済)かを登録前に十分な確認をお願いします。
 - ②成約後、「通知中である B タイプの自動車検査証」を提出する場合は、登録識別情報の符号が必須になりますので、この符号が明記された OCR シート等を譲渡書類と同時に提出をお願いします。
 - ③当社は登録識別情報の符号の提出がない譲渡書類の場合は、登録識別情報の符号が不要(提供済)である書類として判断させていただきます。
 - ④登録店がこの登録識別情報の確認を怠り、または登録識別情報の符号が誤りで購入店の移転登録手続きに影響が出た場合、登録店はペナルティを購入店に支払うものとします。

以上、指摘する何れかに該当し問題が発生した場合は、当社が裁定を行います。

25. リサイクル料金について

リサイクル料金の申告

1. 登録店は、リサイクル料金が預託済みである場合は、当社指定専用サイト並びに出品申込書に金額と共に預託済みの申告を登録又は記入してください。尚、資金管理料金は、精算対象外になります。申告額に加算しないように、お願い致します。(C 券の金額は含みません)
2. リサイクル料金を預託していない車輛の申告方法は、検査カードには、記入をする必要はありません。未記入でお願いします。
3. 検査後、当社指定専用サイトで確認し、リサイクル料金に差異又は、申告漏れがある場合は、迅速に、当会に申告をしてください。

リサイクル料金の修正

1. 登録店、購入店共に、当会を通じてリサイクル料金の申告漏れ及び修正の申告があった場合、その申告内容に応じて頂きます。
2. 成約後の預託の有無および料金の修正は行いません。
3. 「預託済み」申告が無く、譲渡書類に「リサイクル券」が添付されている場合は、リサイクル料金を無償譲渡したものとみなします。
4. 登録店の申告金額が、リサイクル券に記載されている金額より大きい場合、「預託済み」申告が「未預託」だった場合は、当会の判断にて修正を行います。
5. 購入店は、譲渡書類が到着次第、すみやかにリサイクル券の有無及び、リサイクル預託金の合計額を確認してください。

預託証明書の提出

預託証明書を紛失等で提出ができない場合は、預託金額を証明できる書類(写し可)を提出してください。

26. 評価点の評価方法について

【評価方法】

- ①検査員は、セリ前の検査において出品車の瑕疵状態、修復歴の有無等をチェックし状態図に表示します。
- ②検査員の主観による評価点付与は行いません。
- ③評価点は上記のような諸条件や諸元をもとに「評価点自動算出システム」により客観的に算出されます。

27. 福祉車両の消費税について

福祉車両を出品する場合は、法令に基づき消費税の課税・非課税を正しく申告して下さい。落札店は、車両到着後、速やかに車両状態と消費税の課税区分を確認し、課税区分に相違があった場合、名義変更の完了日から5日以内に申告願います。当社が認めた場合に限り、登録店の事情にかかわらず消費税の修正を行わせて頂きます。

28. 登録車の文字情報と写真について

写真情報項目

登録車の品質表示は、「登録車一覧表」及び「当社指定専用サイトに表示される車両映像と文字情報」での表示となりますので、登録車一覧表と相違がある場合は、必ずご確認願います。確認無き場合のクレームについては、受付が出来ない場合があります。

(1) 写真情報

登録店は出品車へ追加したい写真を、当社指定専用サイトより自身にて最大9枚まで写真を登録できます。

(2) 携帯端末

携帯端末による閲覧情報は、簡略化されたデータですので、必ず当社指定専用サイトにてご確認をお願いいたします。

29. 車台番号の表示について

一部車両を除き登録車両の車台番号を出品データにて表示します。

30. 抹消登録(輸出抹消等含む)の提出期限について

1. 購入店は、抹消登録を行った場合、抹消登録月の翌月5日の受付営業時間内までが移転登録通知義務であり、自動車税相当額の返金申請期限になります。この場合、電話連絡による申告が当社宛に必要なになります。成約番号明記の上、抹消謄本を提出してください。

① 抹消登録(輸出抹消含む)の場合は、抹消登録月の翌月から起算して精算。

② 抹消登録(輸出抹消含む)以外は、年度内全額を登録店に精算。

2. 同年度内に移転登録後、抹消登録した場合も、前項1と同じ取り扱いになります。

3. 購入店は、前項1の期限までに提出がなかった場合、自動車税還付譲渡金額相当分を無償譲渡したものとみなします。

4. 提出期限日が国の閉庁日(5日を最終日とした連続した閉庁日も含む)及び、当社の休業期間に当たる場合は、直前の平日に該当する当社の営業時間が期限日です。

31. 軽自動車名義変更及び税止めについて

- ① 軽自動車については、自動車税相当額の預かり金は、発生いたしません。但し、年度末のオークション開催分で1年分の自動車税相当額を預かる案内を別途通知いたします。
- ② 税止め手続きについて購入店は、名義変更と同時に旧名義人の納税義務消滅の手続きを行って頂きます。この手続きを怠り、新年度の自動車税が旧名義人に課税されないよう、迅速な手続きをお願いいたします。

32. 継続検査用納税証明書について

提出の対象となる
車輛

後日提出

後日請求

1. 継続検査用納税証明書が必要となる登録車について
 - ①登録店が、継続検査用納税証明書(以下、「納税証明」という)の提出が義務となる登録車輛は、「納税証明の有効期限内に車検期日を迎える車輛」になります。
 - ②取引起算日の翌月末日までに車検期日を迎える登録車輛。
 - ③ナンバー応談(前項 17-3 項参照)等の対応結果が、継続車検(自動車検査証)で書類提出する場合も、移転登録書類一式と納税証明の同時提出が必須となり、添付がない場合は、前項1-②項を含め書類不備の扱いになります。
2. 納税証明の後日提出について
前項1-②と1-③項に該当しなければ、納税証明の「後日提出」を可能とします。(書類不備扱いにはなりません。)
3. 購入店の納税証明の請求について
 - ①購入店は、当社から送付された移転登録書類一式に納税証明の添付がない場合は、車検満了日1ヶ月前より納税証明の請求をできるものとします。
 - ②自動車税納付期間内の請求は、当社が納税証明の提出時期の調整を行う場合があります。
4. 登録店の「後日提出」について
 - ①納税完了後、速やかに納税証明を原則、当社に提出してください。
 - ②購入店の請求がある場合は、提出期限が10日以内になります。この場合、登録店に対する提出ルールは、購入店からの依頼日を起算し、10日以内に原則、当社へ到着する手配をお願いします。この提出を遅延した場合は、市場運営規程(第1章 22条 8項)に定める遅延ペナルティ金を登録店に請求し、購入店に支払います。
 - ③当社の判断でこの納税証明を当社が代行で取得した場合、納税証明取得費用として、3,000円(税別)を遅延ペナルティ金に加え、登録店に請求します。